省　令

○総務省令第四十三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月三十日

総務大臣　金子　恭之

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
［削る］	（ＳＩＭロック解除状況報告） **第十条**　基地局を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者は、様式第三十により、毎四半期内に発売した移動端末設備の種別数、毎四半期内のＳＩＭロック（特定のＳＩＭカード（携帯電話を提供する電気通信事業者との間で当該電気通信役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をいう。以下同じ。）を取り付けた場合にのみ移動端末設備が動作する設定をいう。以下同じ。）を設定する種別の移動端末設備の販売台数及び毎四半期内にＳＩＭロックを解除した数について、毎四半期経過後一月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。
第十条　［略］	**第十一条**　［同上］
第十一条　［略］	**第十二条**　［同上］
［削る］	**様式第30**（第10条関係） ＳＩＭロック解除状況報告 年　月　日から 年　月　日まで 事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 発売した移動端末設備の種別数　（　） ＳＩＭロックが設定されていないもの　（　） ＳＩＭロックの解除に対応しているもの　（　） ＳＩＭロックを設定する種別の移動端末設備の販売台数　（　）